

SKG 株を利用して生産された L-セリンに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「SKG 株を利用して生産された L-セリン」については、平成 31 年 3 月 8 日付けで協和発酵バイオ株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、大腸菌 KY8227 株を宿主として作製された BDS 株（平成 24 年、食品健康影響評価終了）を基に、大腸菌 KY8227 株由来の L-セリン生合成経路に関与する遺伝子及びプロモーターを導入等し、L-セリンの生産能力を向上させた SKG 株を利用して生産された L-セリンである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法は、従来の L-セリンと相違ない。

4. 備考

申請者は、本申請品目については、

- ・食品添加物公定書規格を満たしていること、
- ・非有効成分が有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定）」附則）の要件を満たすとしている。